

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入退院)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（<u>法第8条第23項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(入退院)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。